通則法第44条第３項積立金	—	—	—	—	
駐留軍等労働者の福利厚生事業積立金	—	—	—	—	
広報関係事業積立金	—	—	—	—	
計	—	266,201,982	—	266,201,982	

（注記）
当期積立額は、前期未処分利益より主務大臣の承認のうえで積み立てられたものである。

⑵　目的積立金の取崩しの明細
該当なし

11. 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

⑴　運営費交付金債務の増減の明細

（単位：円）

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
平成18年度	27,182,226	0	27,162,996	—	—	27,162,996	19,230
平成19年度	—	4,184,133,000	4,040,244,426	113,459,398	—	4,153,703,824	30,429,176
計	27,182,226	4,184,133,000	4,067,407,422	113,459,398	—	4,180,866,820	30,448,406

⑵　運営費交付金債務の当期振替額の明細

①平成18年度交付分

（単位：円）

区分		金額	内訳
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	6,945,728	①業務達成基準を採用した業務：福利厚生関係費の制服費等 ②当該業務に係る損益等 ア）損益計算書に計上した費用の額：6,945,728円 （福利厚生関係費：1,895,015円、その他の経費：5,050,713円） イ）自己収入に係る収益計上額：0円 ウ）固定資産の取得額：0円 ③運営費交付金の振替額の積算根拠 損益計算書に計上した額に同じ
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	6,945,728	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	20,217,268	①期間進行基準を採用した業務：労災上乗せ補償保険業務等 ②当該業務に係る損益等 ア）損益計算書に計上した費用の額：20,217,268円 （福利厚生関係費：17,308,018円、その他の経費：2,909,250円） イ）自己収入に係る収益計上額：0円 ウ）固定資産の取得額：0円 ③運営費交付金の振替額の積算根拠 損益計算書に計上した額に同じ
	資産見返運営費交付金	—	
	資本剰余金	—	
	計	20,217,268	